

令和6年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・ 指定介護予防支援事業所実地指導について

1. 検査・指導概要

(1) 実施時期

令和6年10～11月で8包括の実地検査・指導を実施

(2) 目的及び根拠

	地域包括支援センター・アウトリーチ	指定介護予防支援事業所
目的	業務委託契約内容の履行確認のため	適切な運営の確認のため
根拠	地方自治法第234条の2	介護保険法第23条

(3) 実施方法

- ・ 下記の検査内容のヒアリングと書類の確認
- ・ 執務室内の確認

(4) 結果

P.2～4の通り。法人・包括へは検査終了後に送付。
指摘事項はなし。

2. 当日検査内容

(1) 地域包括支援センター及びアウトリーチ事業の主な確認事項

①職員について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員配置について ・ 超過勤務、職員の健康管理について ・ 研修や勉強会へ積極的な参加について 等
②個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の管理について ・ マイナンバー記載書類の取り扱いについて ・ セキュリティ関連の研修について 等
③執務室内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室内やキャビネットの整理について ・ 相談窓口設置状態について ・ パンフレット類の整理について
④アウトリーチ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策事業等の実施及び支援について ・ 地域の見守りネットワークづくりについて
⑤総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付管理等事務処理について
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創意工夫について

(2) 指定介護予防支援事業所の主な質問事項

①人員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置・管理者について
②運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援の提供の開始時の説明について ・ 運営規定の記載事項について ・ 苦情処理、事故発生時の対応について
③介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービス計画の作成について ・ サービス原案における利用者及び家族の意見の反映について

3. 検査結果

	評価する点	改善すべき点
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の介護事業所と連携し、災害時の開設訓練や安否確認の連絡訓練など実施。災害時のアセスメントシートを事業所に紹介した。</u> (菊かおる園) ・ <u>新たな出張相談先として金融機関やクリニックなど、センターから遠方にある地域での出張相談窓口を1～2か月に1回開始している。</u> (東部) ・ 昨年より引続き、地域との関係作り・介護予防サロンの立ち上げに力を入れている。また、<u>グリーンケアへの取組を基盤とした担い手の確保に関する取組を行っている。</u>(中央) ・ 至急の対応が必要ない場合も、見守りが必要な方として<u>リスト作成・管理</u>している。また、<u>訪問拒否者への接触方法を工夫</u>(区広報紙がポストから抜いてあるか確認する等)している。(ふくろうの杜) ・ <u>地域の人たちが集まれる場所として、レンタルスペース「ラルゴ」に於いてカフェ(月2回)、ランチ(月1回)、小規模相談会(月1回)を開催。</u>また、<u>目白のギャラリーでも小規模の相談会を実施予定。</u>(医師会) ・ <u>3職種以外の職員でも対応ができるよう(相談者側が不便を感じないように)</u>に、職員全体が一般施策を理解している。(いけよんの郷) ・ <u>高齢者向けのイベントに出向き、地域の避難場所や避難時の持ち物などについて説明を行うなど啓発活動を行っている。</u>(アトリエ村) ・ <u>新規職員への指導にかかる時間削減のため、独自の事務マニュアルを作成している。</u> (西部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先からの利用者等の報告については、必要時(状況変化があった際など)相談記録に<input type="checkbox"/>入力すること。

	評価する点	改善すべき点
アウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は熱中症訪問に加えて実態調査を同時に実施しているため、業務量が大幅に増加しているのにも関わらず、すべての見守り支援事業担当において、事故もなく後追い調査まで順調に実施できている点は評価に値する。その他、各包括の評価できる点は下記のとおり。 ・見守り担当と民生委員それぞれの活動についての情報共有に積極的に取り組んでいる。また、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や東部包括と出前講座を開催したり、第2層生活支援コーディネーターと地域広報誌を作成したりするなど、見守りの協力体制を構築している。(菊かおる園) ・民生委員等と連携して、年に4回(1,000部程度)おたよりを発行したり、区民ひろばやクリニック等へCSWを交えての出張相談を行ったりするなど地域との連携強化を図っている。(東部) ・高齢者のサロンだけでなく、子育てサロンにも出席している。また、スキップにも出かけるなど、見守りを必要とされる方の早期発見に向けた普及啓発に力を入れている。(中央) ・第2層生活支援コーディネーターやCSWとイベントを開催するなど地域との関係を構築している。また、独自のチラシを作成し、見守り支援事業や包括を周知している。(ふくろうの杜) ・第2層生活支援コーディネーターやCSWと連携して「涼めるマップ」を作成したり、目白地区にて出張相談会を開催する等、工夫した取り組みを行っている。(医師会) ・様々な場で包括の存在や高齢者事業を周知し、関係構築を行っている。相談をサービスに繋げる体制づくりに取り組んでいる。(いけよんの郷) ・地域の高齢者の活躍の場を提供している。例えば、独自のステッカーをラミネート加工する作業を行ってもらっている。(アトリエ村) ・サークルや区民ひろばで出張講座を開催し、町会や民生委員との連携体制を構築している。(西部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての見守り支援事業担当の監督・検査で、改善又は指摘事項を受ける程の点はなく、問題なく業務の目的を達成していた。 ・2圏域の包括(いけよんの郷、医師会)にて、年度途中に見守り支援事業担当が退職してしまったが、両圏域ともに欠員とならずに運営していることを確認した。 →いけよんの郷：7/31付で1名退職、7/17付で1名異動配置(重複期間は退職者が有給休暇期間) →医師会：9/30付で1名退職、10/1付で1名採用

	評価する点	改善すべき点
指定介護予防支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常支援総合事業における給付管理等事務処理について、概ね請求情報に誤りはなく、適正に実施されている。(ふくろうの杜) ・介護予防・日常支援総合事業における給付管理等事務処理について、新設したサービスコードの算定方法に一部誤りがあったが、概ね適正に実施されている。(中央・西部・医師会・菊かおる園・東部) ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する書類は、全て決裁し管理方法が統一されている。(中央) ・介護予防支援台帳の綴じ方が統一されている。(東部・中央・医師会) ・介護予防通所事業(A6) およびとしま入浴通所サービス利用者の全ケースについて、入浴の位置づけの根拠・頻度・留意点の記載および利用者への説明・同意・交付が行われている。(東部・ふくろうの杜) ・包括担当ケースの介護予防ケアマネジメントAでのモニタリングは必要な項目が網羅されかつ簡潔に記載されている。(東部・ふくろうの杜) ・令和6年度の重要事項説明書(変更同意書)については全ケースにおいて取り交わしが終了している。(西部) ・昨年度の運営指導における注意点(支援経過記録の書き方、ケアマネジメントの記載漏れ等)が改善されている。合わせてシステム上の入力もなされている。(ふくろうの杜) ・一部の利用者に対し「災害への備えチラシ」を活用したサービス担当者会議を開催していた。(菊かおる園) ・包括担当ケースの一部において、ケアプラン管理シートを活用するなど、管理方法を工夫していた。(アトリエ村) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント費のサービスコード誤り、加算や算定漏れがあった。(いけよんの郷・アトリエ村) →是正済み ・地域包括支援センターの監督・検査において、概ね指摘事項を受ける程の点はなく、問題なく業務の目的を達成していたが、令和6年度介護保険制度改正等に伴い、以下の項目における検討を求めた。 ・契約書や重要事項説明書、個人情報同意書について、管理状況を一部確認できなかった。(いけよんの郷・西部) ・令和6年度重要事項説明書の変更同意書を交付した書類が確認できなかった。(医師会) ・重要事項説明書等における「虐待の防止」「非常災害時の対応」「感染症の対応」の記載内容の一部が更新されていなかった。(いけよんの郷・西部) ・介護予防ケアマネジメントB・Cにおける重要事項説明書の運用について、異なる取り扱いとなっていた。(菊かおる園) ・介護予防支援再委託ケースの契約書別紙に、再委託先の記載のないものがあった。(東部) ・包括担当のケアマネジメントにおいて、アセスメントから評価までの一連の流れの一部が記録にて確認できなかった。(菊かおる園・医師会・いけよんの郷・アトリエ村・西部) ・ケアプランの期間が終了している再委託ケースにおいて、アセスメントから評価までの一連の記録がないケースがあった。(菊かおる園・医師会) ・介護予防通所事業のうち、入浴サービスを利用している再委託ケースについて、入浴の位置づけの根拠・頻度・留意点および利用者への説明・同意・交付の記載について一部不足していた。(中央・いけよんの郷)